



# 九条はらまち

「はらまち九条の会」ニュース No. 5 6  
2008(平成20)年3月10日(月)発行

(日本を壊滅する日-29)

<63年前の1945(昭和20)年3月10日は、アメリカ軍による「東京大空襲」の日>

アジア太平洋戦争の末期、終戦の年の3月10日午前零時8分、アメリカ軍のB29爆撃機334機の大編隊が、房総半島方面から超低空飛行で東京の江東区内に侵入。わずか2時間半で合計1,783トンの爆弾や油脂焼夷弾(ナパーム弾)を投下。緻密な計画と作戦のもと、下町の深川、本所、浅草、日本橋、神田など人口密集地帯は火の海となり、推定10万人の市民、つまり非戦闘員が無差別に殺戮されました。

## 日本国憲法の制定

1945(昭和20)年10月、幣原内閣はGHQに憲法改正を指示され、憲法問題調査委員会(委員長

松本 蒸治)を政府内に設置した。しかし、同委員会作成の改正試案がいざんとして天皇の統治権を認める保守的なものだったため、GHQは極東委員会の活動がはじまるのを前に、みずから英文の改正草案(マッカーサー草案)を急ぎよ作成して、1946(昭和21)年2月、日本政府に提示した。政府は、これにやや手を加えて和訳したものを政府原案として発表した。新憲法制定は手続き上、大日本帝国憲法を改正する形式をとり、改正案は衆議院と貴族院で修正可決されたのち、日本国憲法として1946(昭和21)年11月3日に公布され、1947(昭和22)年5月3日から施行された。

新憲法は、主権在民・平和主義・基本的人権の尊重の3原則を明らかにした画期的なものであった。国民が直接選挙する国会を「国権の最高機関」とする一方、天皇は政治的権力を持たない「日本国民統合の象徴」となった(象徴天皇制)。また第9条で「国際紛争を解決する手段」としての戦争を放棄し、そのための戦力は保持せず、交戦権も認めないと定めたことは、世界にも他に例がない。

352 第11章 占領下の日本

▼普通高校で多く使用されている山川出版社『詳説日本史B』。左が本文。



《憲法の制定》は現在の高校教科書ではこう書かれています!

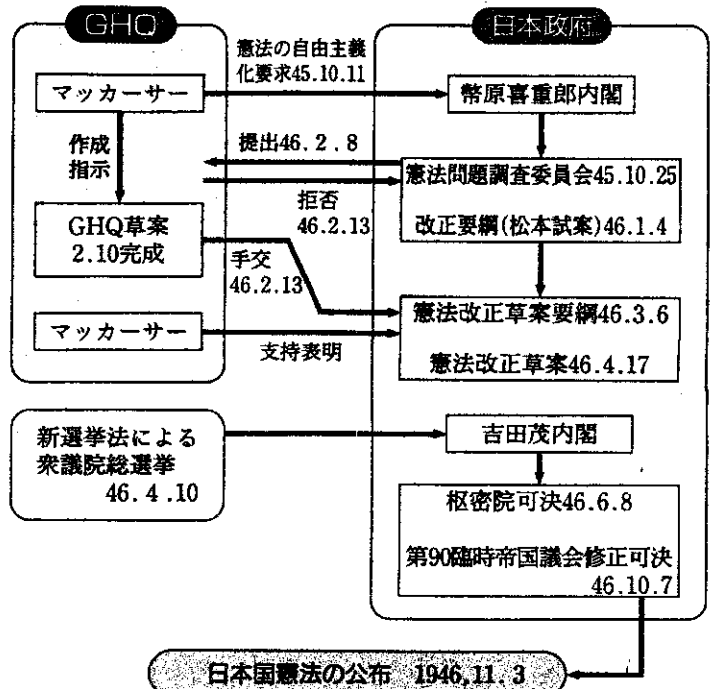
「現在の日本国憲法の制定の様子は高校の教科書ではどんなふうにかかれているか、一度見てみたい」という声がありました。現在の教科書(日本史・世界史・地理)と公民科(現代社会・政治経済・倫理)に分かれています。●憲法の内容は「政治経済」と「現代社会」で学ばれます。●日本の普通科の高校で、最も一般的に使用されている日本史の教科書、山川出版社『詳説日本史B』(市販されています)の中の「日本国憲法の制定」のページをそのままコピーしてみました。●左の「コピー」のように脚注で、高野岩三郎の「憲法研究会」や、「憲法草案作成のため参考にされた」と、しっかりと説明されています。

日本国憲法 (前文) 日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。…… 第一条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。 第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。 ② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。 第一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、優すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。 第二五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。 ② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。 第二八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

- ① 高野岩三郎らによる民間の憲法研究会は、1945年12月に主権在民原則と立憲君主制をとった「憲法草案要綱」を発表し、GHQや日本政府にも提出していた。マッカーサー草案作成の中心となったGHQのスタッフは、欧米諸国の憲法やこの「憲法草案要綱」などを参考にしながら、類例のない先進的憲法をつくる意気込みで作業を進めた。
- ② GHQ草案がそのまま新憲法になったのではなく、政府案の作成や議会審議の過程で追加・修正がなされた。草案では国会は衆議院のみの一院制だったが、日本政府の強い希望で参議院を加えて二院制となった。また衆議院の修正段階では、芦田均の発案により、戦力不保持に関する第9条第2項に「前項の目的を達するため」との字句が加えられ、自衛のための軍隊保持にふくみを残した。

# 256 日本国憲法の成立

## ①日本国憲法の制定過程

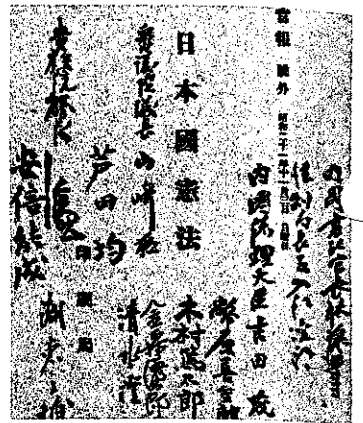
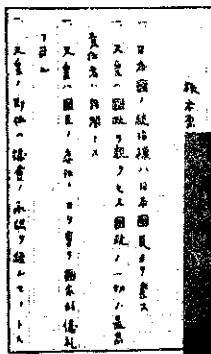


1945年10月11日にマッカーサーが示した憲法の自由主義化の勧告に従って、松本素治(松本素治)を委員長とする憲法問題調査委員会が発足した。委員会は「改正要綱(松本試案)」を作成したが、GHQがこれを拒否。あらためてGHQ案を基礎とする政府案を作成し、マッカーサーの支持を得て、枢密院・帝国議会の審議で成立した。



## ②日本国憲法の成立

●憲法研究会 篤野岩三郎が提唱してできた民間知識人グループ「憲法研究会」は、1945年12月26日、7人の署名で「憲法草案要綱」を発表した。この要綱は、国民主権と立憲君主制を明記しており、GHQ民政局によって検討された憲法草案に影響を与えた。写真は、「憲法草案要綱」の原稿(研究会の鈴木安蔵筆)と高野岩三郎。



●日本国憲法 吉田茂をはじめとして、第1次吉田内閣の各閣僚の署名がある。



●新憲法公布の祝賀会(1946年11月3日) 皇居前で10万人参加の日本国憲法公布の祝賀都民大会が開かれた。

### 日本国憲法の特徴

- ・公布 1946年11月3日
- ・施行 1947年5月3日
- ・構成 前文と本文11章103条
- ・内容 ①主権在民・平和主義・基本的人権の尊重の3原則  
②象徴天皇制  
③戦争放棄



日本史の副読本でも「憲法研究会」や「鈴木安蔵」の名もしっかり紹介されています!

○現在の高校では、「教科書」とともに、「副読本」を使って授業を行っています。内容も自由でその出版社により大きな特徴があり、その選択はある程度、授業担当の教員に任せられています。勿論、市販もされています。右のコピーは、相模地区の高校でも使われている第一学習社の「最新日本史図表」という副読本の「憲法成立」のページです。「憲法研究会」の説明も詳しく、高野岩三郎は写真で、鈴木安蔵が毛筆で清書した「憲法草案」もそのまま掲載されています。

○現在の社会科の「副読本」は、昔と違って、すべてカラーの美しい印刷で、年表・地図・写真・まとめの表や、イラストやマンガまで使って、生徒が興味を持つように懇切丁寧に覚えやすいよう、工夫があちこちに凝らされています。大人の方がご覧になっても、実に面白く、興味深いページばかりです。